

令和2年(ワ)第6225号, 第31962号

六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中畷哲演 外233名

被告 日本原燃株式会社

## 求釈明申立書

2021年9月17日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘之  
ほか

原告らは、以下の事項について求釈明を申し立てる。なお、以下の事項への回答は、原告らが被告準備書面(4)（特に同準備書面第8, 第9）に対する反論の準備書面を作成するに当たって不可欠であり、回答に時間を要しないと考えられることから、本年9月30日（木）までに回答されたい。

### 第1 釈明を求める事項

- 1 本件再処理工場の建設設計時において原告らが指摘するような安全率の設定が耐震性に関してなされていたのかいなかったのか。
- 2 仮に安全率の設定がなされていたとするなら、その具体的な手法や数値（安全率の数値を含む）について明らかにされたい。
- 3 被告が準備書面(3)83頁以下及び同準備書面の別紙図76において説明する安全余裕は、①再処理工場建設の際の設計に関するものなのか、②耐震補強工事に係る設計に関するものなのか、③事後的な現在の耐震評価に関するものなのかを明らかにされたい。

### 第2 釈明を求める理由

- 1 原告らは、訴状（100～101頁）において安全率の概念、効果及び限界について具体例及び数値を示して主張し、本件再処理工場の建設設計時において耐震性に関する安全率が設定されていないのではないかと指摘した。これに対し、被告は明確に答えていない。
- 2 原告らにおいて被告の主張する安全余裕について検討しようとしても、そもそも被告の主張する安全余裕がいつの段階のことなのかさえ明確ではないので、検討自体が極めて困難である。